

別紙①

01 設計書

02 調査区域図

03 共通仕様書

04 特記仕様書（E-1）

05 特別仕様書（電子納品）

06 特記仕様書（個人情報保護編）

07 特記仕様書（環境編簡易）

08 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

委託設計書

豊北総合支所 建設農林水産課

委託名	令和3年度下関市地籍調査事業豊北町調査区域(北宇賀6) E-1工程業務委託
-----	---------------------------------------

下関市

委託設計書

豊北総合支所 建設農林水産課

	課長	主幹	課長補佐	課長補佐 (係長)	主任	検算	設計者			
施工年度	令和3年度									
業務名	令和3年度下関市地籍調査事業豊北町調査区域(北宇賀6) E-1工程業務委託									
実施位置	豊北町大字北宇賀の一部									
業務概要	調査図素図等作成(E-1工程) 1.18km ²									
委託理由	都市計画整備事業									
	国土開発および利用のための地図簿冊等の整備および境界紛争の防止									
委託期間	令和 年 月 日 ~ 令和 4 年 1 月 28 日 まで									
委託金額 (元委託金額)	億	千萬	百萬	拾萬	萬	千	百	拾	円	
変更委託額	億	千萬	百萬	拾萬	萬	千	百	拾	円	
積算見込額	億	千萬	百萬	拾萬	萬	千	百	拾	円	

別添設計内訳書のとおり

設計用紙

下関市

總括情報表

設 計 内 訳 書								
費 目	工 種	種 別	細 別	単位	数 量	単 價	算定係数	金 額
調査費								
調査図素図等作成 (E-1 工程)				km2	1.18			第1号工程代価表
直接事業費計								
諸経費								
調査費計								
消費税相当額								*10%
合計								
設計条件								
地域条件	一般							
縮尺	1/1000							
傾斜区分	急1斜							
視通条件	山I							
筆の形状	不整形							
精度	乙1							
路程(往復実距離)・区分	17 km 距離区分 I							
作業効率 = (周長) ² / 面積	区分0							
調査前筆数	121筆							
調査前一筆平均面積	9,752m ²							
調査後筆数	80筆							
調査後一筆平均面積	14,750m ²							
公団のない面積	0.9km ²							
公団のない筆数	54筆							

工程代価表

(第 1 号工程代価表)

一筆地調査（調査図・素図等作成業務）

E-1 工程

一 金

円 (1 k m² 当り)

一 位 代 値 表

(第 1 号代価表)

一筆地調查

(E-1 工程 調査図素図等作成)

一 金

円 (1 k m² 当り)

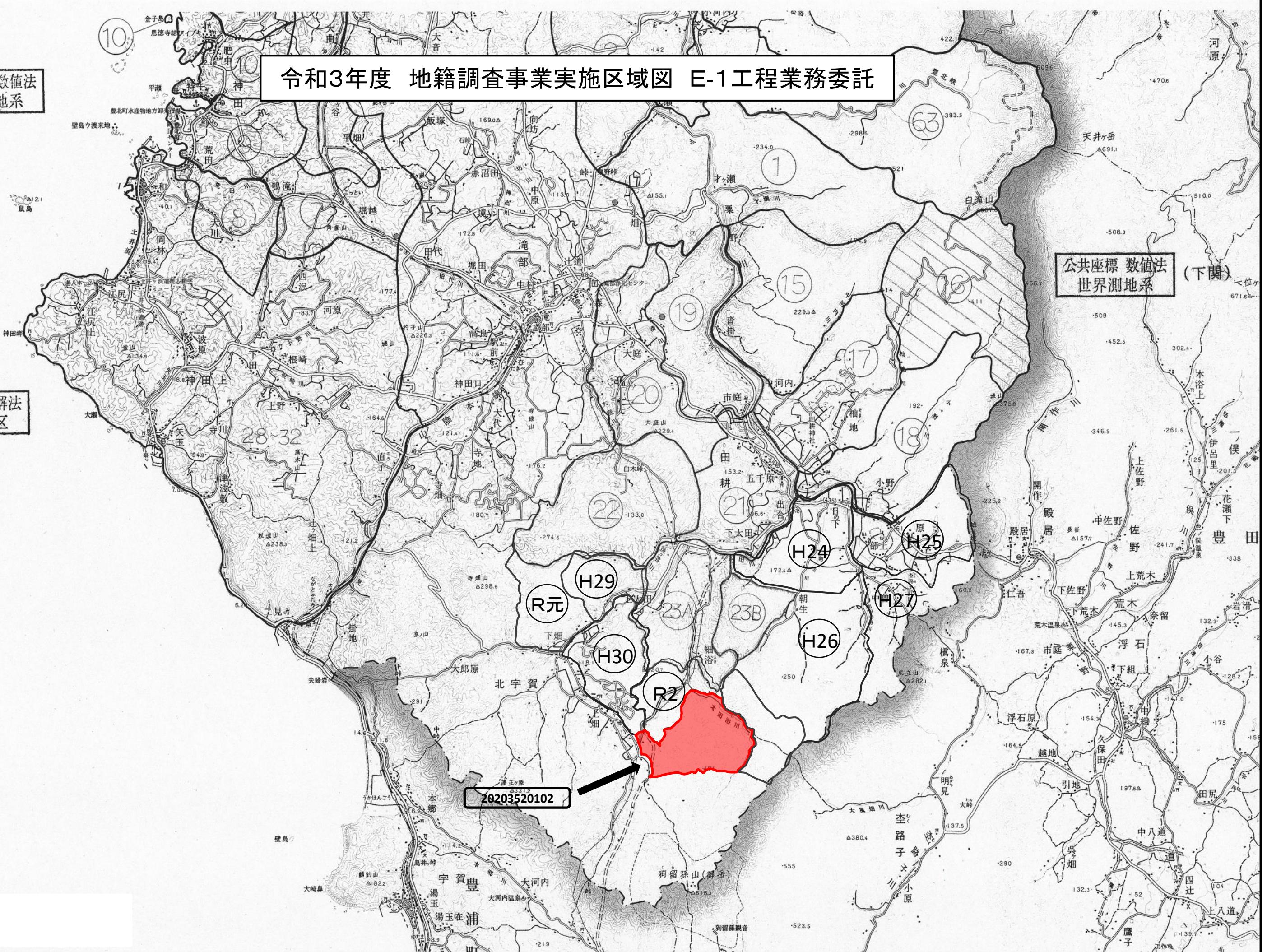
公共座標 数値法
日本測地系

令和3年度 地籍調査事業実施区域図 E-1工程業務委託

公共座標 数値法
世界測地系

任意座標 図解法
神玉地区

20203520102



下関市地籍調査業務委託（豊北町地区）共通仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、下関市（以下「発注者」という。）が国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）に基づき実施する本府地区の地籍調査業務委託に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、国土調査法第2条第5項に規定する地籍調査について、その全工程にわたって専門技術者を活用し、一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を現地復元性のある地図及び簿冊に作成することにより、地籍の明確化を図ることを目的とする。

(法令等の適用)

第3条 本業務の実施に際しては、契約書及び本仕様書によるほか、次の関係法令及び規程等に基づき、発注者の指示に従い実施するものとする。

- (1) 国土調査法（以下「法」という。）（昭和26年6月1日法律第180号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年3月31日政令第59号）
- (3) 国土調査法施行規則（平成22年国土交通省令第50号）
- (4) 国土調査事業事務取扱要領（以下、「事務取扱要領」という。）（昭和47年5月1日経企土第28号経済企画庁総合開発局長通達）
- (5) 地籍調査作業規程準則（以下「準則」という。）（昭和32年10月24日総理府令第71号）
- (6) 地籍調査作業規程準則運用基準（以下「運用基準」という。）（平成14年3月14日国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (7) 地籍調査事業（外注）実施要領（平成15年4月1日国土国第504号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (8) 基準点測量作業規程準則（昭和61年11月18日総理府令第51号）
- (9) 調査図素図表示例（昭和32年10月24日経企土第179号経済企画庁総合開発局長通達）
- (10) 地籍調査票作成要領について（令和3年3月31日国不籍第579号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- (11) 地籍図作成要領について（令和3年3月2日国不籍第489号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- (12) 地籍簿作成要領について（令和3年3月31日国不籍第581号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- (13) 地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年3月14日国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (14) 地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成14年3月14日国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (15) 地籍調査成果電子納品要領（平成29年4月）
- (16) 地籍調査成果電子納品に関する事前協議ガイドライン（平成29年4月版）
- (17) 地籍測量及び地積測定における作業の記録・成果の記載例（平成29年11月21日国土籍第322号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- (18) 地籍集成図の作成要領（平成14年3月14日国土国第597号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）
- (19) 地籍調査の成果の認証の請求又は認証の承認申請に係る書類の作成要領について
(令和3年3月31日国不籍第580号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知)

- (20) 地籍調査の成果の電子データによる送付について（平成25年3月1日国土籍第635号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- (21) 測量法（昭和24年6月3日法律第188号）
- (22) 不動産登記法（平成16年6月18日法律第123号）
- (23) その他関係法令及び通達、通知等

関係法令及び規程等についての最新情報は、国土交通省のホームページ等で確認すること。

（用語の定義）

第4条 本仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「監督職員」とは、下関市契約規則の規定に基づき監督を行う職員をいう。
- (2) 「主任技術者」とは、業務を受託した事業者（以下「受注者」という。）を代表して、受託した各工程の作業を統括する者をいう。
- (3) 「指示」とは、発注者又は監督職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な実施事項について書面で示し、実施させることをいう。
- (4) 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督職員が、書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (5) 「書面」とは、手書き、印刷物等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものをいう。

（主任技術者）

第5条 受注者において選任する主任技術者は入札公告に記載の資格等を有する者とし、作業全般の管理及び統括、作業現場の運営並びに取締りを行うこと。

（施行体制）

第6条 受注者は業務の実施に際し、2班以上の作業班で作業にあたる場合は、班ごとに、班長を配置すること。班長は、入札公告に記載の資格等を有する者とする。

2 前項の施行体制、成果品の点検体制、資格等の詳細について、業務計画書に明記して提出すること。

（業務計画等）

第7条 受注者は、業務の計画を明確にするため、次の各号に定める書面を作成し、業務着手前に、発注者に提出しなければならない。その計画を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 業務計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 主任技術者選任通知書（受注者は、照査技術者を定めることとし、本通知書により氏名等をあわせて発注者に通知すること。）
- (5) その他監督職員が指示する資料

（工程管理）

第8条 受注者は、工程ごとに監督職員が指示する期日までに成果品を納品し、点検又は検査を受けるものとする。

（進捗状況の報告）

第9条 主任技術者は、業務を円滑に遂行するため、監督職員に対し、進捗状況報告を月次に行うものとする。

（打合せの記録）

第10条 発注者及び受注者は、業務の実施にあたり、指示、承諾又は協議した事項について、そ

の内容等を書面に記録し、相互に確認するものとする。

(秘密の保持)

第11条 受注者は、作業の実施にあたり、業務上知り得た個人情報又は法人情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 受注者は、業務上収集した情報を厳重に管理するとともに、監督職員の許可なく複写、加工してはならない。

(立入り)

第12条 受注者は、業務の実施にあたり、発注者が貸与する法第24条第3項の規定に基づく身分を示す証明書を常時携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示すること。

2 業務のため他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ土地所有者又は占有者にその旨を通知すること。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合は、この限りでない。

3 受注者は、業務終了後、速やかに身分を示す証明書を発注者に返納すること。

(業務の安全管理)

第13条 受注者は、本業務中、交通の妨害となるような行為はもちろん、公衆に迷惑を及ぼさないよう、次の各号の規定により作業しなければならない。

- (1) 交通及び保安に關係がある作業については、あらかじめ所轄官公庁と十分な打ち合せの上、実施すること。
- (2) 言動には十分注意し、摩擦や紛争を起こさないこと。
- (3) 本業務中に事故が発生した場合は、所要の措置を講ずるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について速やかに発注者に報告すること。

(損害及び賠償)

第14条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の補償、補填、賠償等に要する経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責に帰する事由による場合においては、発注者が負担するものとする。

(臨機の措置)

第15条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合は、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。

2 監督職員は、天災等に伴い成果品の品質及び工程に関して、業務管理上、重大な影響を及ぼし、又は多額な費用が必要と認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第2章 業務概要および工程

(業務の内容)

第16条 本業務における測量は、地上数値法により実施するものとする。

2 受注者は、業務の遂行にあたり、第3条に定める法令等を遵守するとともに、第20条以降に定める各作業工程の内容に留意の上、実施しなければならない。

3 実施する作業工程は受託した業務の特記仕様書に記載する実施工程によるものとする。

(作業工程)

第17条 本業務における作業工程は、次のとおりとする。

- (1) 地籍図根三角測量（C工程）
- (2) 地籍図根多角測量（D工程）

- (3) 一筆地調査（E－1 工程：素図作成）
- (4) 一筆地調査（E－2 工程）
- (5) 地籍細部測量（F I 工程：細部図根測量）
- (6) 地籍細部測量（F II－1 工程：一筆地測量）
- (7) 地籍細部測量（F II－2 工程：地籍図原図の作成）
- (8) 地積測定（G 工程）
- (9) 閲覧、地籍図及び地籍簿の作成、地籍図複図作成、最終とりまとめ（H 工程）

（使用機器）

第18条 本業務において測量を行う場合に使用する機器は、運用基準別表第4の性能又は規格のものとし、指定された機器以外を使用する場合については、事前に監督職員に届け出て承諾を得るものとする。

2 前項の機器は、使用前に必ず検定機関の検定を受け、検定証明書及びメーカーの発行する機械定数（光波測距儀及び反射鏡等）の証明書の写しを提出するものとする。また、作業着手前には必ず点検を行い、作業中は適時調整・精度等の保持に留意しなければならない。

（資料の貸与）

第19条 発注者は、本業務の実施に必要な関係資料等を受注者に貸与し、受注者は作業終了後、速やかに返却するものとする。

2 受注者は、貸与された資料について、発注者に無断で複製してはならない。また、資料を破損、汚損、紛失することのないよう、その取扱いには十分注意するものとする。

第3章 地籍図根測量

（地籍図根三角測量）

第20条 地籍図根三角測量は、第3条に定める法令等及び次の各号の定めに基づいて実施しなければならない。

- (1) 受注者は、現地踏査により選点図を作成し、埋標作業前に監督職員に提出すること。選点図を変更する場合も同様とする。
- (2) 地籍図根三角点の標識の規格は、運用基準別表第2に定めるものとし、購入に際しては、事前にカタログ等を監督職員に提出すること。
- (3) C工程の基準点設置について、使用基準点の国土地理院に対する賃本手数料は受注者が負担するものとする。
- (4) 標識の設置状況写真については、黒板等に年度、業務名、標識の種別、点名及び撮影年月日を記載し、埋設前、埋設中、埋設後（遠景及び近景）等の作業ごとに撮影すること。
- (5) 受注者は、標識の設置に伴う立木の伐採に係る費用を負担するものとする。また、標識の設置、立木の伐採については、土地所有者又は関係人の了承を得ること。
- (6) 受注者は、地籍図根三角測量に係る測量成果品について、検定に関する技術を有するものとして国土地理院に登録された第三者機関による検定を受けること。なお、受注者は、業務工程表を発注者に提出後、速やかに第三者機関と検定に係る契約を締結し、契約締結後、速やかに契約書（写し）を監督職員に提出すること。
- (7) 受注者は、成果品の納品の際に、検査成績表に記載する「成果件数」を発注者に報告すること。

（地籍図根多角測量）

第21条 地籍図根多角測量は、第3条に定める法令等及び次の各号の定めに基づいて実施しなければならない。

- (1) 受注者は、現地踏査により選点図を作成し、埋標作業前に監督職員に提出すること。選点図を変更する場合も同様とする。

- (2) 地籍図根多角点の標識の規格は、運用基準別表第2に定めるものとし、購入に際しては、事前にカタログ等を監督職員に提出すること。
- (3) 標識の設置状況写真については、黒板等に年度、業務名、標識の種別、点名及び撮影年月日を記載し、埋設前、埋設中、埋設後（遠景及び近景）等の作業ごとに撮影すること。
- (4) 受注者は、標識の設置に伴う立木の伐採に係る費用を負担するものとする。また、標識の設置、立木の伐採については、土地所有者又は関係人の了承を得ること。
- (5) 受注者は、地籍図根多角測量に係る測量成果品について、検定に関する技術を有するものとして国土地理院に登録された第三者機関による検定を受けるものとする。なお、受注者は、業務工程表を発注者に提出後、速やかに第三者機関と検定に係る契約を締結し、契約締結後、速やかに契約書（写し）を監督職員に提出すること。
- (6) 受注者は、成果品の納品の際に、検査成績表に記載する「成�件数」を発注者に報告すること。

第4章 一筆地調査

（作業進行予定表）

第22条 一筆地調査は、第3条に定める法令等に基づいて実施しなければならない。
2 受注者は、一筆地調査の作業進行予定表を作成し、監督職員に提出すること。その内容を変更しようとする場合も同様とする。

（調査図素図の作成）

第23条 調査図素図及び調査図一覧図の作成は、第3条に定める法令等及び次の各号に基づいて行うこと。これらに記載の無い事項については監督職員の指示に従うこと。

- (1) 公図が備え付けられてなく、かつ、分筆登記等により地積測量図等が備え付けられている土地については、公図が備え付けられている土地との位置関係等が確認できるよう、調査図素図に反映させること。
- (2) その他の資料（閉鎖字図、税務図、林班図、その他公共事業に伴う資料等）を調査、確認の上、調査図素図に反映させること。
- (3) 作業区域の隣接地については、調査図素図に「調査地区外」と記載するとともに「地番」及び「形状」を記載すること。
- (4) 調査図素図には該当する土地の地番、地目及び所有者名の記載に続き、地積測量図がある土地については「測」と記載すること。
- (5) 調査図素図は、地番区域ごとにとりまとめること。
- (6) 調査図素図は、600分の1の縮尺で作成すること。
- (7) 調査図素図集成図は2,500分の1の縮尺で作成すること。
- (8) 調査図素図集成図は、調査実施区域ごとに調査図素図を集成して作成すること。
- (9) 調査図一覧図は2,500分の1の縮尺で作成すること。
- (10) 調査図一覧図は、調査実施区域ごとにとりまとめること。

（一筆地調査の作業内容）

第24条 一筆地調査の工程及び作業内容は下記のとおりとする。

一筆地調査の工程	作業内容
作業の打合せ 作業進行予定表の作成 単位区域界の調査 データ提供等 調査図素図等の作成	単位区域の概略を現地について調査 地籍調査支援システムへのデータ提供等 調査図素図の作成 ※E-1工程を実施する場合

地元説明会の開催	調査図一覧図の作成※E－1工程を実施する場合 地籍調査票の作成 地元説明会実施に伴う通知 地元説明会開催補助
現地調査等の通知	調査区域内（区域外の隣接地番）の日割表作成 現地調査に立ち会うべき旨の通知
現地調査等	所有者、地番、長狭物、地目、筆界の調査 調査図等の作成 境界不調箇所（再調査）の調整・確認 不立会者への通知・確認
不在者利害関係人の調査	不在者利害関係人に係る住所等の調査
取りまとめ	点検整理

(地元説明会)

第25条 発注者及び受注者は、調査区域内の土地及び調査区域に隣接する土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人（以下「土地所有者等」という。）からの信頼を確保し、地籍調査の意義及び作業内容等を周知させるために地元説明会を開催し、本事業の円滑な実施に努めることとする。

- 2 受注者は、発注者が提供する地元説明会の開催通知文及び関係資料等を印刷、封入の上、監督職員の指定する期日までに、発注者に納入すること。
- 3 受注者は、地元説明会（推進委員への説明を含む。）に同席し、会場設営及び受付に係る事務を行うこと。

(現地調査の通知)

第26条 受注者は、発注者と十分な打合せの上、現地調査に着手する時期を決定するものとする。

- 2 受注者は土地所有者等ごとに現地調査を実施する地番、日時、集合場所等を示す資料を作成し、発注者が提供する現地調査の立会案内文とあわせて印刷、封入の上、現地調査初日のおおむね1ヶ月前までに、発注者に納入すること。
- 3 土地所有者等が死亡している場合は、相続人全員に通知するものとする。また、住所不明者等については監督職員と協議するものとする。
- 4 相続人及び住所不明者等の調査については、発注者が行うものとする。

(現地調査及び図面等調査)

第27条 現地調査は、第3条に定める法令等に基づき、受注者の主導で行うものとするが、疑義、問題等がある場合は隨時、監督職員に報告するものとする。

- 2 受注者は、現地調査の作業日程、作業の流れ及び留意点等について事前に監督職員と協議し、問題又は疑義が生じた場合は監督職員の指示に従うこと。
- 3 現地調査の実施にあたっては、土地所有者等の立会が確実になるよう努め、不備のないようにすること。
- 4 現地調査における筆界の調査にあたっては、土地所有者等に地籍調査の意義及び筆界未定となる場合の不利益等を十分に説明し、理解を得るように努めること。
- 5 現地調査を実施したときは、立会状況について記録した作業日誌を速やかに作成すること。また、筆界の確認が得られない土地及び土地所有者等が立会できない土地等、問題が発生した土地については、その経緯、理由等を詳細に作業日誌に記録し、関係資料等を整理しておくこと。再立会の実施については、監督職員の指示に従うこと。
- 6 作業日誌は、法17条に基づき実施する閲覧において立会状況等を確認するための資料として使用するため、不備のないようにすること。
- 7 筆界標示杭の購入に際しては、事前にカタログ等を監督職員に提出すること。
- 8 受注者は、筆界標示杭等に関し、運搬、筆界点番号の記入、設置、目印テープ付けなどの作業

は、作業員を確保した上で受注者が責任をもって行い、後続の測量作業に不都合がないようにすること。

9 交点計算法による筆界点は、現地の状況等やむを得ない場合に限り使用するものとする。なお、使用する場合には、次の各号を実施すること。

(1) 土地所有者等に次のことをよく説明し、地籍調査票に第29条第4項に定める必要事項を記載すること。

・筆界標示杭等の標識は設置しない。

・復元は実施しない。

(2) 現地の状況が分かる資料（写真、航空写真等）、使用する理由及び計算結果を記録した計算による筆界点調書を作成し納品すること。

10 鉄軌道用地を調査する場合において、安全確保のため鉄軌道用地管理者が列車見張員を配置する場合は、必要に応じて受注者が列車見張員の日当を支払うものとする。

11 土地所有者等が現地での立会ができない場合、又は土地所有者等の所在が不明な場合等に、現地調査に代えて実施する図面等調査について、土地所有者等が確認するための筆界案を作成し、現地の写真、筆界案の作成に利用した資料等を提出すること。なお、図面等調査の実施の判断は発注者が行う。

12 調査地区の最終年度に実施する成果の閲覧（法第17条）において、土地所有者等に対する現地調査の状況等の説明が必要な場合には、発注者に協力するものとする。

13 受注者は全ての現地調査が完了した後、一筆地調査完了報告書を作成し、監督職員に提出すること。

（調査図作成）

第28条 調査図の作成は、調査図素図の写しを用いて、第3条に定める法令等及び監督職員の指示に従い作成すること。

（地籍調査票整理）

第29条 地籍調査票の作成は、第3条に定める法令等に基づいて行うこと。

2 現地調査において、登記簿上の土地所有者等以外の者が立会をした場合は、委任状を添付すること。

3 現地調査において、再立会を行った場合は、土地所有者等に再度、署名等を得るほか、立会時の経緯を記録すること。

4 第27条第9項に定める交点計算法を使用する場合は、地籍調査票に交点計算法を使用することになった経緯、計算方法を記録するとともに、「交点計算法による筆界点使用、土地所有者等了承済 ○○年○○月○○日」と記録し、土地所有者等に署名等させるものとする。

5 地籍調査票の提出にあたっては、必ず登記簿及び調査図との照合点検を行い、手戻り等の起こらないよう努めること。

6 登記簿、調査図素図及び調査図と照合し、相互の食い違い、記載事項の誤り、署名等のもれ、委任状の不備等がないか点検すること。

第5章 地籍細部測量及び地積測定

（細部図根測量）

第30条 細部図根測量は、第3条に定める法令等及び次の各号の定めに基づいて実施しなければならない。

(1) 観測及び測定方法、計算の単位及び計算値の制限は、運用基準別表によること。

(2) 受注者は、現地踏査により選点図を作成し、埋標作業前に監督職員に提出すること。選点図を変更する場合も同様とする。

(3) 細部図根点の標識について、購入に際しては、事前にカタログ等を監督職員に提出すること。

- (4) 受注者は、標識の設置に伴う立木の伐採に係る費用を負担するものとする。また、標識の設置、立木の伐採については、土地所有者等又は関係人の了承を得ること。
- (5) 受注者は、細部図根測量に係る測量成果品について、検定に関する技術を有するものとして国土地理院に登録された第三者機関による検定を受けるものとする。なお、受注者は、業務工程表を発注者に提出後、速やかに第三者機関と検定に係る契約を締結し、契約締結後、速やかに契約書（写し）を監督職員に提出すること。
- (6) 受注者は、成果品の納品の際に、検査成績表に記載する「成果件数」を発注者に報告すること。

（一筆地測量）

第31条 一筆地測量については、第3条に定める法令等及び次の各号の定めに基づいて実施しなければならない。

- (1) 筆界点の測量漏れ等がないよう、調査図を十分に確認すること。
- (2) 受注者は、一筆地測量に係る測量成果品について、検定に関する技術を有するものとして国土地理院に登録された第三者機関による検定を受けるものとする。なお、受注者は、業務工程表を発注者に提出後、速やかに第三者機関と検定に係る契約を締結し、契約締結後、速やかに契約書（写し）を監督職員に提出すること。
- (3) 受注者は、成果品の納品の際に、検査成績表に記載する「成果件数」を発注者に報告すること。

（地籍図原図及び地籍図一覧図作成）

第32条 地籍図原図の作成は、第3条に定める法令等に基づいて行うものとする。

2 地籍図一覧図は、「地籍測量及び地積測定における作業の記録・成果の記載例」により、地籍図の接合関係、図郭番号、地番区域界、主要道路、鉄道及び河川等を表示して作成するものとする。

（地積測定）

第33条 地積測定は、第3条に定める法令等に基づき一筆地測量の成果を基に行うものとする。

2 前項の作業が終わったときは、閲覧時に使用する地籍図集合図を作成すること。なお、縮尺については監督職員の指示によること。

第6章 地籍図及び地籍簿の作成

（地籍図及び地籍簿の作成）

第34条 地籍図及び地籍簿の作成は、第3条に定める法令等に基づいて行うこと。

（地籍図及び地籍簿の作成の工程及び作業内容）

第35条 地籍図及び地籍簿の作成の工程及び作業内容は下記のとおりとする。

地籍図・地籍簿の作成の工程	作業内容
地籍調査票の整理	地籍調査票の整理 調査図、原図、地積測定成果簿等との照合・点検
地籍図原図の整理	調査図原図の整理 調査図、地積測定成果簿等との照合・点検
地籍簿案の作成	地籍簿案の作成 地籍調査票、原図等との照合・点検
誤り等申出	誤り等申出に係る修正 (現地調査、再調査後の図面等の作成、)

認証申請関係書類の整理 成果の写しの送付等 地籍図複製（複図）	調査図等の整理) 認証請求添付書類の作成（発注者が行う。） 法務局送付用資料の作成（発注者が行う。） 地籍図複製（複図）の作成
---------------------------------------	--

（地籍調査票及び地籍図原図の整理）

第36条 地籍図及び地籍簿案の作成に先立ち、地籍調査票及び地籍図原図について、調査図等と照合し、相互の食い違い、記載事項の誤り等がないか点検すること。

（地籍図及び地籍簿の作成）

第37条 地籍簿案の作成は、第3条に定める法令等に基づいて行うものとする。

2 地籍簿案の作成にあたって、調査期間内において登記事項の異動があったことが判明した筆については、発注者と処理方法を協議すること。

（誤り等申出）

第38条 誤り等申出があった場合は、事務取扱要領第8及び第9の規定に基づいて行うものとする。

2 申し出のあった事項については再調査を行い、その経緯を記録しておくものとする。

3 再度現地調査を実施する必要がある場合は、第27条及び第29条の規定に基づき実施するものとする。

（地籍図複製）

第39条 地籍図の複製は、第3条に定める法令等に基づいて行うこと。

第7章 記録及び成果

（記録及び成果品の作成）

第40条 受注者は、実施した工程ごとに別表に定める成果品を納品するものとする。

2 前項の成果品に加え、「地籍調査成果電子納品要領」に基づき作成された成果をCD-R又はDVD-Rに格納し、正副各1枚を納品するものとする。
3 座標データ、画地データ又は構成点データ等の電子データについては地籍フォーマット2000の形式により作成し納品するものとする。また、それ以外の電子データで監督職員が指示するものがあるときは、あわせて納品するものとする。
4 成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承諾を受けることなく他に公表、貸与してはならない。

第8章 その他

（点検等）

第41条 各工程等の点検及び検査については「地籍調査事業工程管理及び検査規程」によるものとする。

2 成果品には、作成者の記名押印及び照査技術者等による点検・検査と記名押印をすること。

（検査等）

第42条 受注者は、成果品の出来映え等について、次の各号に定める検査を受けなければならない。

（1）各工程終了後の発注者による検査（以下「実施者検査」という。）

- (2) 山口県による認証者検査（以下「認証者検査」という。）
- 2　主任技術者は、前項に定める検査に立ち会わなければならない。ただし、監督職員が立ち会いを不要と判断した場合は、この限りでない。
 - 3　監督職員は、第1項の定めによる検査を実施する場合は、速やかに関係機関等との連絡調整を行い、検査の日時その他必要な事項を受注者に通知する。
 - 4　第1項に定める検査において、受注者は、検査を実施する者の指示により、検査に必要な作業及び検査に必要な資料の提示を行わなければならない。
 - 5　受注者は、第1項の定めにより検査を受けた結果、本仕様書に適合しないものとして修正の指示を受けたときは、速やかに修正し、再検査を受けなければならない。
 - 6　受注者は、会計検査院が実施する検査に協力するものとする。

（疑義）

第43条 本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、隨時、発注者、受注者協議を行った上で、監督職員の指示により実施するものとする。

別表

【地籍図根三角測量】

名 称	工 程	数 量
基準点等成果簿写	C 工程	一式
地籍図根三角点選点手簿	C 工程	一式
地籍図根三角点選点図	C 工程	6部
地籍図根三角測量観測計算諸簿		
観測手簿	C 工程	一式
観測記簿	C 工程	一式
計算簿	C 工程	一式
平均図	C 工程	6部
観測図	C 工程	6部
地籍図根三角点網図	C 工程	6部
地籍図根三角点成果簿	C 工程	一式
精度管理表	C 工程	一式
測量標の設置状況写真	C 工程	一式

【地籍図根多角測量】

名 称	工 程	数 量
地籍図根多角点選点図	D 工程	6部
地籍図根多角測量観測計算諸簿		
観測手簿	D 工程	一式
観測記簿	D 工程	一式
計算簿	D 工程	一式
平均図	D 工程	6部
観測図	D 工程	6部
地籍図根多角点網図	D 工程	6部
地籍図根多角点成果簿	D 工程	一式
精度管理表	D 工程	一式
測量標の設置状況写真	D 工程	一式

【一筆地調査】

名 称	工 程	数 量
調査図素図	E - 1 工程	正1部 副2部
調査図素図集成図	E - 1 工程	正1部 副2部
調査図一覧図	E - 1 工程	正1部 副2部
調査図	E - 2 工程	1部
調査図一覧図	E - 2 工程	正1部 副2部
地籍調査票（委任状を含む。）	E - 2 工程	一式
作業日誌	E - 2 工程	一式
一筆地調査完了報告書	E - 2 工程	一式
計算による筆界点調書	E - 2 工程	一式

【地籍細部測量】

名 称	工 程	数 量
細部図根点選点図	F I 工程	6部
細部図根測量観測計算諸簿		
観測手簿	F I 工程	一式
観測記簿	F I 工程	一式
計算簿	F I 工程	一式
平均図	F I 工程	6部
観測図	F I 工程	6部
細部図根点網図	F I 工程	6部
細部図根点成果簿	F I 工程	一式
精度管理表（細部図根測量）	F I 工程	一式
一筆地測量観測計算諸簿		
観測手簿	F II - 1 工程	一式
観測記簿	F II - 1 工程	一式
計算簿	F II - 1 工程	一式
精度管理表（一筆地測量）	F II - 1 工程	一式
筆界点番号図（ホリエスカルベース#300）	F II - 2 工程	1部
筆界点成果簿	F II - 2 工程	一式
地籍図一覧図	F II - 2 工程	6部
仮作図	F II - 2 工程	1部
原図	F II - 2 工程	2部
地籍明細図（必要な場合）	F II - 2 工程	必要部数

【地積測定】

名 称	工 程	数 量
地籍測定観測計算諸簿		
計算簿	G 工程	一式
地積測定成果簿	G 工程	一式
筆界点座標値等の電磁的記録	G 工程	一式
精度管理表	G 工程	一式

【閲覧、地籍図及び地籍簿の作成、地籍図複図作成、最終とりまとめ】

名 称	工 程	数 量
地籍図（ホリエスカルベース#300）	H 工程	1部
地籍図複図（ホリエスカルベース#300）	H 工程	2部
地籍簿	H 工程	正1部 副2部
地籍集成図（必要な場合）	H 工程	必要部数
調査図（誤り等修正があった場合）	H 工程	1部
作業日誌（誤り等申し出により現地調査を実施した場合）	H 工程	一式
計算による筆界点調書（誤り等修正により計算法で筆界点を求めた場合）	H 工程	一式

【その他】

名 称	工 程	数 量
成果検定証明書及び検定記録書	C・D・F I・F II-1 工程実施時のみ	一式
地籍測量総括表	C・D・F I 工程実施時のみ	一式
その他監督職員が指示するもの	全工程	一式

令和3年度 下関市地籍調査事業豊北町調査区域
E-1工程業務委託 特記仕様書

第1条 本業務委託におけるE-1工程の作業区域及び業務量は次のとおりとする。

(1) 作業区域

豊北町大字北宇賀の一部

(2) 業務量：計画区面積 1.18 平方キロメートル

※公団のない地区 0.90 平方キロメートル

：計画区筆数合計 121 筆

※公団のない筆数 54 筆

第2条 本業務委託における作業内容は下記のとおりとする。

(1) 調査図素図の作成

- ・調査図素図は、1,000分の1の縮尺で作成すること。
- ・法務局備え付けの公団を有する土地については600分の1の縮尺で作成すること。
- ・法務局備え付けの公団（字図）を利用すること。
- ・公団が備え付けられてなく、且つ、分筆登記等により地積測量図等が備え付けられている土地については、公団が備え付けられている土地との位置関係等が確認できるよう、調査図素図に反映させること。
- ・その他の資料（閉鎖字図、税務図、林班図、公共事業に伴う資料等）を調査確認の上作成すること。
- ・調査区域の隣接地については、調査図素図に「調査地区外」と記載とともに「地番」及び「形状」を記載すること。
- ・調査図素図には所有者の権利関係（所有権、地目、甲区、乙区）及び地積測量図がある場合については「測」と記載すること。
- ・調査図素図作成において、上記に記載されていない事項については監督職員と協議の上、作成すること。

(2) 地籍調査図素図集成図

- ・地籍調査図素図集成図は2, 500分の1の縮尺で作成すること。
- ・調査区域の地番の素図をすべて集成すること。

(3) 調査図一覧図の作成

- ・調査図一覧図は5, 000分の1の縮尺で作成すること。

第3条 本業務委託における成果は、次のとおりとする。

(1) 調査図素図 1部

(2) 地籍調査図素図集成図 1部

(3) 調査図一覧図 1部

(4) 調査図素図電子データ 1部

(5) その他、監督職員の指示するもの

第4条 本業務にあたっては本仕様書のほか請負契約書及び下記の法令等により行い、疑義を生じた場合には下関市（以下「甲」という。）と協議し実施すること。

(1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）

(2) 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）

(3) 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）

同運用基準（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）

(4) 地籍調査における一筆地調査概論

第5条 請負者（以下「乙」という。）は地籍調査業務中、原則として業務の進捗状況を隨時監督職員に報告するものとする。なお、甲は、必要なときは、乙に対して業務の処理状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

第6条 乙は業務が完了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書を甲に提出しなければならない。

第7条 前条により報告書を受理した甲は、その日から10日以内にその内容を検査する。

- 2 乙は、前項の検査に合格しなかったときは、甲の指示に従い、指定する期間内において、これをすべて修正しなければならない。この場合において、当該修正に要する費用はすべて乙の負担とする。
- 3 乙は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書を甲に提出し、甲は、直ちに当該修正の内容を検査する。

第8条 乙は、この契約に定める義務の履行に伴う個人情報の取り扱いについては、別紙特記仕様書（個人情報保護編）を守らなければならない。

第9条 乙は、業務の実施に当たり、知り得た秘密及び情報は一切漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、この契約終了後又は解除後も存続するものとする。

電子納品対象委託業務特別仕様書

(電子納品)

第1条 本業務は電子納品対象業務とする。

- 2 電子納品とは、調査、測量などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。
- 3 電子データとは、「地籍調査成果電子納品要領：国土交通省版」（以下「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、点検終了後の成果品（検符・押印済み）を電子化し、格納するものとする。また、成果検定を受けた場合は、成果検定終了後の成果品（検定機関検符・押印済み）を電子化し、格納するものとする。

(成果品の提出)

第2条 成果品は、要領に基づいて作成した電子データを電子媒体で提出する。

- 2 要領で特に記載の無い項目については、原則として、成果を電子化して提出する業務はないが、要領の解釈に疑義がある場合は、監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。また、要領に定めない事項については、「土木設計業務等の電子納品要領（案）」及び、「測量成果電子納品要領（案）」に従うこと。

(データのチェック)

第3条 電子納品にあたっては、電子納品データのフォルダー構成、管理項目、ファイル名などの電子納品要領への整合性をチェックプログラムにより確認を行なうこと。

(コンピュータウィルス対策)

第4条 成果品のコンピュータウィルス汚染対策として、使用するコンピュータにウィルス対策ソフトを常駐させ、定期的に最新のウィルスパターンに更新させるなどの対策を実施すること。なお、感染が判明したときは、速やかに関係各機関に連絡し、対策を講じること。

(その他留意事項)

第5条 測地系は、原則として世界測地系とする。

特記仕様書（個人情報保護編）

下関市個人情報保護条例第10条の規定に基づき、乙は以下のとおり個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（基本的事項）

- (1) 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

- (2) 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

- (3) 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

- (4) 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

- (5) 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（複写又は複製の禁止）

- (6) 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

（再委託の禁止）

- (7) 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

（資料等の返還等）

- (8) 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

- (9) 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減するようできる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用するこ
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。

- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

令和3年度 下関市地籍調査事業豊北町調査区域
E-1工程業務委託 特記仕様書

第1条 本業務委託におけるE-1工程の作業区域及び業務量は次のとおりとする。

(1) 作業区域

豊北町大字北宇賀の一部

(2) 業務量：計画区面積 1.18 平方キロメートル

※公団のない地区 0.90 平方キロメートル

：計画区筆数合計 121 筆

※公団のない筆数 54 筆

第2条 本業務委託における作業内容は下記のとおりとする。

(1) 調査図素図の作成

- ・調査図素図は、1,000分の1の縮尺で作成すること。
- ・法務局備え付けの公団を有する土地については600分の1の縮尺で作成すること。
- ・法務局備え付けの公団（字図）を利用すること。
- ・公団が備え付けられてなく、且つ、分筆登記等により地積測量図等が備え付けられている土地については、公団が備え付けられている土地との位置関係等が確認できるよう、調査図素図に反映させること。
- ・その他の資料（閉鎖字図、税務図、林班図、公共事業に伴う資料等）を調査確認の上作成すること。
- ・調査区域の隣接地については、調査図素図に「調査地区外」と記載とともに「地番」及び「形状」を記載すること。
- ・調査図素図には所有者の権利関係（所有権、地目、甲区、乙区）及び地積測量図がある場合については「測」と記載すること。
- ・調査図素図作成において、上記に記載されていない事項については監督職員と協議の上、作成すること。

(2) 地籍調査図素図集成図

- ・地籍調査図素図集成図は2, 500分の1の縮尺で作成すること。
- ・調査区域の地番の素図をすべて集成すること。

(3) 調査図一覧図の作成

- ・調査図一覧図は5, 000分の1の縮尺で作成すること。

第3条 本業務委託における成果は、次のとおりとする。

(1) 調査図素図 1部

(2) 地籍調査図素図集成図 1部

(3) 調査図一覧図 1部

(4) 調査図素図電子データ 1部

(5) その他、監督職員の指示するもの

第4条 本業務にあたっては本仕様書のほか請負契約書及び下記の法令等により行い、疑義を生じた場合には下関市（以下「甲」という。）と協議し実施すること。

(1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）

(2) 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）

(3) 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）

同運用基準（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）

(4) 地籍調査における一筆地調査概論

第5条 請負者（以下「乙」という。）は地籍調査業務中、原則として業務の進捗状況を隨時監督職員に報告するものとする。なお、甲は、必要なときは、乙に対して業務の処理状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

第6条 乙は業務が完了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書を甲に提出しなければならない。

第7条 前条により報告書を受理した甲は、その日から10日以内にその内容を検査する。

- 2 乙は、前項の検査に合格しなかったときは、甲の指示に従い、指定する期間内において、これをすべて修正しなければならない。この場合において、当該修正に要する費用はすべて乙の負担とする。
- 3 乙は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書を甲に提出し、甲は、直ちに当該修正の内容を検査する。

第8条 乙は、この契約に定める義務の履行に伴う個人情報の取り扱いについては、別紙特記仕様書（個人情報保護編）を守らなければならない。

第9条 乙は、業務の実施に当たり、知り得た秘密及び情報は一切漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、この契約終了後又は解除後も存続するものとする。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかつたとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償について

は、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 乙は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。